神戸商工会議所 D/V配送 代行サービス

全会員事業所 約12,000件を対象に発行している 神戸商工会議所の機関誌「神戸商工だより」に 貴社のチラシやパンフレットを同封していただけます。

貴社の商品やサービスなどのPRを

効率的・効果的にお手伝いします!

対 効率的な ターゲティング!

配布先は、神戸市内を中心とする事業者約12,000社

一般家庭にも配布される新聞の折り込み広告など他の媒体と比べて、

対象を絞ってPRできます。

メリット **2**. ▲

コスト削減!

A4版チラシであれば、 1枚あたりの配送費は

約16円

自社単独でDMを作成するより、 大幅にコストを削減できます。 3/

注目度アップ!

神戸商工会議所の機関誌 に同封されるので、 チラシやパンフレット の注目度も高まります。

料金

チラシ1部あたりの重さ	10g以内	20g以内	30g以内
料金(税込)	187,000円	214,500円	242,000円



| ご利用までの流れ

①申し込み

(利用希望の「神戸商工だより」発行日の3ヶ月前~発行月の8日まで)

本パンフレットの申込書に必要事項を記載のうえ、封入物の見本(もしくは原稿)とともに、郵便またはFAXでお申し込みください。

※内容によっては、文言の修正などを依頼する場合や、ご利用をお断りする場合がございます。

※サービスご利用の可否については、封入物の内容を審査した上で、メールまたはお電話にてご連絡いたします。



(2)納品(発行月の15日まで)

当商工会議所の指定する納品先へ、封入する広告チラシを指定部数(約12,000部)を納品してください。

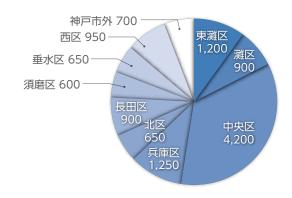


③発送開始(毎月25日)

3日~1週間程度で会員事業所に配達されます。

配布先の内訳

1 地区別



2 業種別



3 資本金規模別



※2024年3月現在 数字は概算です

神戸商工会議所「DM配送代行サービス」 利用規定

2024年4月1日

- 1 この規定は、神戸商工会議所(以下、当所)が実施する 「DM配送代行サービス」の利用について、必要な事 項を定める。
- 2 本サービスは、当所機関誌に、会員事業所の販売促進のための広告チラシを同封するものであり、本サービスを利用できる対象は、下記要件を満たす者とする。ただし、行政・公的団体や、当所が特別に認めた場合には、この限りでない。
 - ①当所の会員事業所であること。
 - ②当所会費および特定商工業者負担金等において、 未納や滞納の事由のないこと。
- 3 本サービスを利用する広告チラシの内容は、会員事業所相互の経営に資するものであって、他の会員事業所や関係業界の正常な活動に著しい影響を及ぼさないものでなければならない。よって、以下の要件を遵守するものとする。
 - ①関係法規に違反しないこと。またはその恐れのないこと。
 - ②公序良俗に反しないこと。
 - ③虚偽でないこと。また、誤認される恐れのないこと。
 - ④実際より過大な表現を用いていないこと。
 - ⑤政治性、宗教性のないこと。また、個人の名誉、 人権またはプライバシーの侵害などにあたる表現 を含まないこと。
 - ⑥反社会的勢力に関わるものでないこと。 反社会的 行為を行う恐れのないこと。
 - ⑦投機性がないと判断されること。
 - ⑧風俗営業に関するものでないこと。
 - ⑨消費者金融、事業性融資(公的制度を除く)、およびこれに関連した内容でないこと。
 - ⑩当所の実施する事業や提供するサービスと同種、あるいは類似の内容でなく、競合するものでない
 - ①その他、本サービスの運用上、当所の判断により 不適当と認められないこと。
- 4 前項に掲げる要件に反すると判断されるものについて、当所は本サービスの利用を断ることができる。なお、当所はその理由を明示する義務を負わない。また、広告チラシの内容によっては、当所は、本サービスの利用希望者に対して、記載事項の変更・修正、削除などを求めることができる。
- 5 本サービス利用者に関し、当所に対してクレーム等が 寄せられている場合には、次回以降のサービス利用を 断る場合がある。
- 6 広告チラシの内容に関する一切の責任は、本サービス 利用者に帰属する。なお、広告チラシの内容および本 サービス利用者について、当所が与信を与えるもので はない。

- 7 本サービスの利用申し込みは、3カ月前から受け付ける。 (4月25日発行「5月号」の場合、1月25日(休日の場合 は前営業日)から)
- 8 本サービスの利用希望者は、同封を希望する「神戸商工だより」発行月の8日まで(休日の場合は前営業日)に、①申込書と②見本を当所へ提出すること。①②が揃った時点をもって本申し込み(申し込みの確定)とする。
 - ①②の提出は、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で行うこと。当所で内容を確認したのち、本サービス利用の可否について、メールもしくは電話で連絡を行う。

なお、本サービスを利用できない場合、当所からの連絡前の印刷に伴う費用などが発生していたとしても、 当所は責任を負わない。

- 9 本サービスの利用は、毎号7件までとし、前項8による 「申し込みの確定」順とする。 なお、封入順も原則同様とする。
- 10 広告代理店などからの申し込みの場合には、代理店、 広告主の双方が2に掲げる条件を満たさなければな らない。
- 11 本サービスを利用する広告チラシのサイズは、A4版以内とする。 なお、同封する広告チラシが複数枚に渡る場合には、ホッチキスで留める、封筒に入れる、折り込むなどして1セットの状態にして納品すること。
- 12 広告チラシの重量は、30g以内とする。
- 13 本サービスを利用する者は、同封を希望する「神戸商工だより」発行月の15日(休日の場合は前営業日)までに、当所の指定する納品場所へ、当所が指定する部数の広告チラシを納品すること。 万が一同日に間に合わない場合には、いかなる理由においても本サービスの利用はできない。また、これを理由として本サービス利用者に損害が発生した場合でも、当所は責任を負わない。
- 14 本サービス利用に係る料金は、当所が別途定める料金体系に基づき、広告チラシを同封した「神戸商工だより」発行月の翌月末日までに支払いを完了すること。
- 15 本申し込み後のキャンセルがあった場合、当所都合によるものや当所が特別に認めたもの、自然災害など特殊な事情によるものを除き、利用料金の半額を請求する。
- 16 同一事業所による本サービスの利用は、同一年度 (4 月〜翌年3月) 間に6回までとする。

神戸商工会議所 DM配送代行サービス 申込書

申込日 年 月 日				
	申込日	年	月	日

下記の通り、DM配送代行サービスに申し込みます。

会 社 名			
所 在 地	Ŧ		
連絡担当者	部署•役職名 氏 名		
連絡先	電話番号 MAIL		
配送物の内容	※具体的にご記入ください		
配送希望号	月号(月25日発行) (例) 4 月号 (3月25日発行) 重量 (g)		
サ イ ズ (口にチェック)	□ A4 □ A3の二つ折り □ 187,000円 (10g以内) □ B5 □ B4の二つ折り □ (税 込) □ 214,500円 (20g以内) □ 242,000円 (30g以内)		
宣 誓 欄 (□にチェック)	■ DM配送代行サービス利用規定を確認し、その内容に同意します		
備考			

※本申込書に記載いただいた個人情報は、本サービスの実施・運営のために利用するほか、神戸商工会議所が 商工業振興のために実施する各種事業の企画・案内および情報提供に用いることがあります。

〈お申込み・問合せ〉 神戸商工会議所 総務部企画広報チーム

TEL 078-303-5803 FAX 078-303-2311

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1